



# 常一小だより

3月号

学校HP アドレス <http://www.matsudo.ed.jp/toki1-e/cstom/>

令和4年3月1日

松戸市立常盤平第一小学校

児童数 97名

## 立つ鳥跡を濁さず

校長 平松 澄明

このことわざは、学校でも年度末を迎えるとよく聞くもので、昨年度もこのことわざを引用しました。「ちゃんと片づけをして！ごみをそのままにしない！『立つ鳥跡を濁さず』っていうでしょ。」と大人が子どもに向かって言う文脈で使われることが多いですが、整理整頓のためだけのことわざでないことは確かです。このことわざは、「立つ鳥」（水鳥）が群れで生活していた時は波立っていた水面が、飛び立ったあとは濁ることなく清く澄んでいることから、「立ち去る者は、見苦しくないようきれいに始末をしていくべき」と、「引き際」の美しさの大切さを表しています。

今月の子どもたちは、6年生の卒業という旅立ちをはじめ、それぞれが一区切りをつけて次のステージへと向かいます。私たちにとっては、学び残しの無いように気をつけて子どもたちを指導して、個々の成長を「確認」とともに、次年度に向けた課題を示す時期です。このため私たちは、「〇〇ができた。」という成果を大切にしつつ、「△△が不十分だ」という自覚に基づく「だから、□□しなければ！」という課題への気づきも次のステージにつながるものと考え、少しでも多くの成果と気づきをもたらせるよう子どもたちと向き合います。このことわざの表す「1年間の終わりが来たら、自分の行動を見直して、我が身を律する」ことを大切にしたい3月です。

現在集計と学校評議員の方々に評価していただいている本校の「学校評価アンケート」は、現在集計が終わり学校評議員の方々に評価をいただいている段階で、間もなく皆様にご報告できるようになります。この集計過程で、ほとんどの項目で9割以上の肯定的な評価をいただいていることがわかりました。これは、私たちが子どもたちと創りあげてきた今年の本校の教育活動をお褒め頂くとともに、保護者や地域の方々のご理解とご協力が高まった成果と喜ぶべきものではありません。その一方で、課題を見落としてしまわないかという一抹の不安を感じるものでもあります。コロナ禍により制限が多く不確定な要素を孕む中で、子どもたちには多くの我慢と忍耐を求め、保護者の皆様にはいつも以上のご協力をいただいた上で教職員が一丸となって工夫を重ねた本年度の教育活動に対する評価です。コロナ禍が解消されたとしても、変わらぬ成果があげられるよう、この1年の終わりを迎えるにあたり、「我が身を律する」3月でありたいと思います。

2月、子どもたちには「つなげよう伝統のバトン」というキャッチフレーズを伝えました。これまでに築き上げてきた常一小的「よさ」を絶やすことなく、子どもたちのそれぞれの立場で先輩から後輩へ引き継ごうという思いが伝えなかったからです。陸上競技のリレーがそうであるように、バトンは渡しきるまで全力でなければならぬはずで、そして受け取ったら全力で走らなければいけません。そのバトンパスの瞬間に「我が身を律する」ことができるとよいと思うのです。

コロナ禍の先行きが未だ見えず、本校の小規模化がさらに進むというネガティブな状況下ではありますが、その中で子どもたちは確実に成長し、常一小的の伝統がさらに積み上げられていることに誇りを持って、来る令和4年度もまた子どもたちはもちろん私たち大人にとっても素晴らしい教育活動ができるよう、心ひとつに…。がんばろう 常一小！

## さっそく活用させていただきました

先月22日の「6年生を送る会」で、「大型スクリーン」と「体育館用暗幕」を活用させていただきました。十分遮光された中、6年生の思い出スライドを大きくくっきりした映像で投影できました。



## オリ・パラがやってきた

先月25日の第2校舎研修室には、東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの時のトーチなどが展示されました。これらの展示は、松戸市の東京オリンピック・パラリンピック推進課がこれらを巡回学校展示する事業の一環です。コロナ禍で聖火リレーが無観客で実施されたことから、少しでも多くの市民の皆さんにその時の雰囲気を感じてほしいという願いの下での事業でした。

本校では、保護者の皆さんにもご覧いただこうと、授業参観・学級懇談会が実施される予定であった日に合わせて、サプライズを企画していたのですが…。コロナ禍で延期になって、残念です。

子どもたちは、学級ごとに見学をして、本物に触れ、改めてオリンピック・パラリンピックを感じて、その思い出を写真に収めていました。



## 千葉県における自転車保険加入義務化について

このことについて、千葉県教育委員会より通知がありましたのでお知らせします。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から「自転車を利用する全ての職員、**※児童生徒は自転車損害賠償保険へ加入する（義務化）**」

「学校設置者は児童生徒等及び、保護者に保険に関する情報提供を行う（努力義務）」こととなります。（※ 利用者が未成年の場合は保護者）

☆詳細は、以下のURLで千葉県のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuanzen/jikoboushi/jitensha/gimuka.html>

※「自転車保険義務化 千葉県」で検索しても確認できます。

## 学級懇談会について

先日、1～5年生について延期としました。その後もコロナ禍の改善が不透明な状況となっています。最終的に3月半ばの状況で最終判断をする予定ですので、お知らせします。